

9

## 第 28 回総会議事録

(令和 7 年 10 月 24 日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第28回総会 議事録	
日 時	令和7年10月24日（金曜日）14時05分～16時10分
開催場所	戸塚区役所 8階大会議室A
出席者 の状況	総農業委員数 12名 出席農業委員数 11名 欠席農業委員数 1名（別添出席状況表のとおり）
開催形態	公開（傍聴者 0名）
議 題	<p>第1号議案 農地法第5条の規定に基づく許可取消願に対する意見決定について</p> <p>第2号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第7号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第8号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第4号 農地の転用事実に関する照会の回答について</p> <p>第5号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「令和7年度神奈川県農業委員会活動推進大会」提出議案について</li> <li>・「農地利用最適化推進委員候補者を選定するための手順及び基準」について</li> <li>・農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集開始について</li> <li>・令和7年度農振農用地一筆調査の結果及び確認依頼（農外利用）</li> <li>・令和7年度農地法第32条（利用意向調査）対象候補地</li> </ul>

	の現地確認について（依頼） ・農業者年金研修会（加入促進動画視聴）
審議結果	第 1 号議案 10 号（令和 4 取消相当 年度） 第 2 号議案 15 号 許可 16 号 許可 17 号 許可 第 3 号議案 18 号 許可相当 19 号 許可相当 20 号 許可相当 21 号 保留 22 号 許可相当 第 4 号議案 13 号 承認 14 号 承認 第 5 号議案 8 号 保留 第 6 号議案 33 号 承認 39 号 承認 40 号 承認 41 号 承認 42 号 承認 43 号 承認 44 号 承認 45 号 承認 46 号 承認 47 号 承認 48 号 承認 49 号 承認 50 号 承認 51 号 承認 52 号 承認 53 号 承認 54 号 承認 第 7 号議案 10 号 承認

	<p>11号 承認</p> <p>第8号議案</p> <p>3号 承認</p> <p>4号 承認</p>
<b>議 事</b>	
事務局	(開会 14時05分) 出席委員数報告。農業委員会会議規則により矢島会長が議長になる。
議長	第28回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。ただいまより第28回総会を開会いたします。議事録署名人は廣瀬委員と田中委員にお願いします。
議長	それでは、第1号議案「農地法第5条の規定に基づく許可取消願に対する意見決定について」受付番号10号（令和4年度）について審議します。事務局から受付番号10号（令和4年度）について、説明をお願いします。
事務局 金子委員 小川推進委員	<第1号議案受付番号10号（令和4年度）を朗読> 議案の詳細については小川推進委員から説明します。 申請地は、県立横浜ひなたやま支援学校から北西に約450m、環状4号線沿いの土地です。令和4年度に農地法第5条許可申請が出されていて、当初は特別養護老人ホームの建設で計画が進められていましたが、譲受人と譲渡人の間で金銭、契約に関して相違が発生したため、開発計画含め白紙となったとのことです。申請地は特に工事着手されておらず、許可取り消し後も農地として利用することができると思われ、やむなしかと思われます。御審議よろしくお願いします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第1号議案受付番号10号（令和4年度）について、取消相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第1号議案受付番号10号（令和4年度）については、取消相当とします。
議長	続きまして、第2号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について」受付番号15号について審議します。事務局から受付番号15号について、説明をお願いします。
事務局 金子委員 小川推進委員	<第2号議案受付番号15号を朗読> 議案の詳細については小川推進委員から説明します。 申請地は先ほど御審議いただいた、農地法第5条の許可取消願が出てきた土地で県立横浜ひなたやま支援学校から北西に約450m、環状4号線沿いにあります。譲受人は緑区長津田で、もともとは農家だったようですが、長津田駅の開発の際に持っていた農地をすべて売らざるを得なくなつた

そうです。その後は別の仕事をしていたようですが横濱オリーブという活動に関わっていたとのことで、これまでにもオリーブの栽培や収穫をしてきたとのことです。今回、その活動で得た経験から、再度、自分でも農業に携わりたいとのことで、3条許可の申請に至りました。現在、個人で持っている土地は無いとのことですが、さきほど御説明したオリーブでの活動は9年ほど続いているとのことで、その経験を活かしつつ耕作していくということなので、問題はないかと思われます。御審議よろしくお願ひします。

議長

御意見がなければ、採決を行います。

第2号議案受付番号15号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第2号議案受付番号15号については、許可とします。

議長

続いて、受付番号16号について審議します。事務局から受付番号16号について、説明をお願いします。

事務局

<第2号議案受付番号16号を朗読>

宮森委員

申請地は小山台中学校から東に約80mの農用地4筆2団地です。譲受人は農地所有適格法人であり、昭和50年代から野庭農業専用地区の農地で温室花き生産を行う他、磯子区にある店舗での販売・出荷を行っています。申請地は同法人の代表である譲渡人が個人で所有している農地であり、これまで利用権設定により譲受人が借入れていました。申請地である野庭農場が手狭になり、2年前から近隣の既存温室及び農地を譲受人が購入し、園芸花き苗物や鉢物等を生産するとともに、一部でブルーベリーの栽培も行っています。これらの所有農地の拡大に合わせ、法人代表が個人所有している農地を法人名義とすることで、経営の継続と拡充を図るものです。譲受人の経営農地はすべて肥培管理良好です。御審議よろしくお願ひします。

議長

御意見がなければ、採決を行います。

第2号議案受付番号16号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第2号議案受付番号16号については、許可とします。

議長

続いて、受付番号17号について審議します。事務局から受付番号17号について、説明をお願いします。

事務局

<第2号議案受付番号17号について朗読>

金子委員

申請地は、瀬谷本郷公園の東側に隣接する平坦な畠で生産緑地になっていますが、小作人である譲受人が相続税の納税猶予を受けている農地です。申請地の他に申請地東側と北側の農地にも小作権が設定されています。

す。今回、土地所有者である譲渡人から土地の返還の申し出がありました  
が、譲受人は他の農地でも納税猶予を受けており、小作権が設定されてい  
る農地をすべて返還すると適用農地全体の 20%を超えてしまうため、納税  
猶予が打ち切られてしまいます。そこで、国税庁で示されている耕作権の  
価額を評価する耕作割合、市街地農地の場合は 35%ですが、その 35%分  
の農地について、小作権と所有権を交換することになりました。現状はミ  
カンの木が植えられており、肥培管理は良好でした。御審議よろしくお願  
いします。

議長

御意見がなければ、採決を行います。

第 2 号議案受付番号 17 号について、許可とすることに異議なしとする  
方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第 2 号議案受付番号 17 号については、許可とします。

議長

続きまして、第 3 号議案「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対す  
る意見決定について」受付番号 18 号について審議します。事務局から受  
付番号 18 号について、説明をお願いします。

＜第 3 号議案受付番号 18 号について朗読＞

申請地は鴨居上飯田線の北側約 200m 入ったところにあり、阿久和町と  
宮沢町の境に近いところです。現況は植木が植えてありますがほとんど管  
理がされておらず草に覆われているような状況です。今回建設会社である  
譲受人が自社の資材置場として整備する計画とのことです。周囲は単管パ  
イプと銅板を用いて、高さ 60 cm の柵を設置します。東側の真ん中あたり  
から幅約 6 m の進入路を作る計画です。申請地内は碎石舗装で雨水は自然  
浸透とします。隣接地に農地はなく、西側は山林、南側は雑種地、北側及  
び東側は道路で、今回の工事で周囲への影響はないものと思われます。御  
審議よろしくお願いします。

議長

御意見がなければ、採決を行います。

第 3 号議案受付番号 18 号について、許可相当とすることに異議なしと  
する方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第 3 号議案受付番号 18 号については、許可相当とし  
ます。

議長

続いて、受付番号 19 号について審議します。事務局から受付番号 19 号  
について、説明をお願いします。

＜第 3 号議案受付番号 19 号について朗読＞

議案の詳細については小川推進委員から説明します。

事務局

申請地は県立ひなたやま支援学校から東に約 200m のところです。譲受  
人は瀬谷区二ツ橋町にある建設会社で、これまで区内で行われている街

金子委員

小川推進委員

づくりの活動や祭事に多数参加しており、色々な繋がりがある中で、今回の野球場の話が出てきたとのことでした。借受け予定者の野球チームは、上瀬谷農業専用地区内にあったグラウンドを使用していましたが、2027年に開催予定の横浜国際園芸博覧会の影響で、グラウンドの使用ができなくなつたため新たな練習場所を探していたところ、今回の話に繋がったとのことです。現在は旭区矢指町にある神奈川県内広域水道企業団の敷地内にあるスペースをグラウンド代わりに利用しているそうです。今回の申請地はグラウンドとしての利用ですので、申請地内は転圧し、雨水処理のため浸透のトレーナー管を道路に近い東側に埋設します。周囲の防球ネットは北側、東側、南側の一部が10mの高さで、山林、畑の西側と南側の一部は5mの高さのネットを設置します。なお、内野グラウンドの上にはファールボールの飛び出しや高い弾道の球の飛び出しを防ぐために天井ネットを設置することです。高いネットが立ちますが、通風、日照についても問題ないと思われますし、野球の練習ができるようなまとまった土地も滅多にないため、転用も問題ないかと思います。御審議よろしくお願ひします。

議長

御意見がなければ、採決を行います。

第3号議案受付番号19号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第3号議案受付番号19号については、許可相当とします。

事務局

本件は、3,000m<sup>2</sup>を超える案件となりますので、今後農業委員会ネットワーク機構常設審議委員会の諮問にかける予定です。

議長

続いて、受付番号20号について審議します。事務局から受付番号20号について、説明をお願いします。

事務局

<第3号議案受付番号20号について朗読>

石井勝委員

申請地は環状4号線かもめパーク入口交差点から南東へ約250mの農振白地1筆です。土木建設業を営む譲受人が、現在借りている資材置場の立ち退きを求められていることから、近隣に資材置場を移転するため、転用を行うものです。譲受人は全国に多くの事業所を展開しているですが、和泉町の支店は神奈川県内唯一の営業支店のことです。今回、都市計画の見直しにより、現在使用している資材置場が市街化区域に編入されることとなつたため、地主から立ち退きを求められており、農地転用による資材置場の移転を計画しています。現在の資材置場の面積は740m<sup>2</sup>ほどですが、不足している来客用駐車場の拡張等のため、現在より広い面積を必要としているとのことです。申請地の西側と北側は譲渡人の農地がありミカンを栽培しています。東側は資材置場、南側は道路に接しています。内部は碎石で舗装し、外周のうち農地と接する部分は日照を阻害しないよ

うメッシュフェンスを、それ以外は単管パイプ柵で囲う計画です。夜間の照明は設置せず、雨水は自然浸透で処理します。残農地は土地所有者がこれまで通りミカン畠として利用する計画ですが、隣接農地への影響はないと思われます。御審議よろしくお願ひします。

議長

御意見がなければ、採決を行います。

第3号議案受付番号20号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第3号議案受付番号20号については、許可相当とします。

議長

続いて、受付番号21号について審議します。事務局から受付番号21号について、説明をお願いします。

事務局

<第3号議案受付番号21号保留について朗読>

議長

ただいま事務局から説明があったように、第3号議案受付番号21号については、保留といたします。

議長

続いて、受付番号22号について審議します。事務局から受付番号22号について、説明をお願いします。

事務局

<第3号議案受付番号22号について朗読>

石井勝則委員

申請地は和泉小学校から東へ約250mの農振白地1筆です。土木建設業を営む譲受人が、現在3か所に分散して借りている資材置場と駐車場の集約を行うことを目的に土地を取得し、転用するものです。譲受人は現在中田町と上飯田町に合計450m<sup>2</sup>ほどの資材置場と駐車場を借りているところですが、資材置場や駐車場間の移動に時間がかかることや、現在の業務量に置場面積が見合っておらず、日常的に路上駐車や資材の不適切な積み上げを行ってしまっていることから、それらを改善するために1か所に集約する転用を計画しています。資材のほとんどが建築基礎の鋼製の型枠で、ハウスメーカーごとに指定の型枠サイズが決まっていることから、各種類を合計すると約8,000個あり、それらを90cm×150cmのバケットに入れて管理しながら各現場へ運搬しているようです。現在の資材置場は型枠入りのバケットを数十個、所狭しと積んだり並べたりしているため、通路や駐車場が圧迫されたり、出し入れに無駄な時間を要してしまっているとのことです。転用後は単管で棚を作り、バケットはすべて下の段に置き、上の段には他の細々とした資材を置くことで作業の効率化を図る計画です。申請地の北側には畠があり、東側は水路、西側は駐車場、南側は資材置場となっています。南側の資材置場は過去に農地転用を行った土地であり、内部の私道を通って公道から申請地までアクセスする計画です。私道の所有者からは通行承諾を得ています。申請地の内部は碎石で舗装し、外周のうち農地と接する部分は日照を阻害しないようメッシュフェン

	スで囲い、それ以外の部分は安全鋼板と単管パイプ柵で囲う計画です。夜間の照明は設置せず、雨水は地下に設置する浸透管を経由して東側の水路に流します。隣接農地への影響はないと思われます。御審議よろしくお願ひします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第3号議案受付番号22号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第3号議案受付番号22号については、許可相当とします。
議長 事務局 矢島会長 小宮推進委員	続きまして、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」受付番号13号について審議します。事務局から説明をお願いします。 <第4号議案受付番号13号を朗読> 議案の詳細については小宮推進委員から説明します。 申請地は県立横浜桜陽高校から南へ約70mの調整白地1筆です。昭和59年に建築した住宅の庭として利用してきたとのことです。土地課税台帳登録事項証明書により、少なくとも平成27年から住宅敷地の一部として利用していることが分かります。現地は北側に住宅があり、それ以外は道路に囲われた高台にあります。また、道路の先は住宅や駐車場に囲まれています。農地性はないと思われます。御審議よろしくお願ひします。
議長 委員 議長	御意見がなければ、採決を行います。 第4号議案受付番号13号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長 事務局 石井豊委員	(総員挙手) 総員挙手と認め、第4号議案受付番号13号については、承認とします。
議長 事務局 石井豊委員 議長	続いて、受付番号14号について審議します。事務局から受付番号14号について、説明をお願いします。 <第4号議案受付番号14号を朗読> 申請地は環状4号線の和泉原橋の西側で、平成19年から18年間現状のコンクリート敷になっており道路として使われていることを航空写真により確認しています。御審議よろしくお願ひします。
議長 委員 議長	御意見がなければ、採決を行います。 第4号議案受付番号14号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
	(総員挙手) 総員挙手と認め、第4号議案受付番号14号については、承認とします。

議長	続きまして、第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」受付番号8号について審議します。事務局から説明をお願いします。 ＜第5号議案受付番号8号保留を朗読＞ ただいま事務局から説明があったように、第5号議案受付番号8号については、保留といたします。
議長	続きまして、第6号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」受付番号33号について審議します。本件は、田邊委員に関連する案件になりますので、田邊委員には御退室をお願いします。 (田邊委員退室)
議長	それでは、審議を再開します。事務局から説明をお願いします。 ＜第6号議案受付番号33号を朗読＞ 申請地は上中里地区センターから東に約50mの生産緑地2筆1団地です。露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好でした。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第6号議案受付番号33号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第6号議案受付番号33号については、承認とします。 田邊委員の入室をお願いします。 (田邊委員入室)
議長	続きまして、第6号議案受付番号39号、40号、41号、42号について一括で審議します。事務局から順に説明をお願いします。 ＜第6号議案受付番号39号、40号、41号、42号を朗読＞ 39号ですが、自宅に隣接した畑で露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好でした。
矢島会長 小宮推進委員	40号の議案の詳細については小宮推進委員から説明します。 40号ですが、東俣野第二公園から北西へ約450m、西へ約500mの農用地10筆です。露地野菜と施設野菜を栽培しており、肥培管理は良好でした。
森委員 門倉推進委員	41号の議案の詳細については門倉推進委員から説明します。 41号ですが、新橋新明谷第二公園から西へ約110mの生産緑地4筆1団地です。ブドウなどの果樹を栽培しており、肥培管理は概ね良好でした。
石井勝委員	42号ですが、いずみ野小学校から西へ約200mの農用地及び農振白地14筆3団地です。ハウスでトマトを栽培するほか、露地野菜、ミカンやカキなどの果樹を栽培しており、肥培管理は良好でした。
議長	御意見なれば、採決を行います。 第6号議案受付番号39号、40号、41号、42号について、承認とするこ

	とに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第6号議案受付番号39号、40号、41号、42号については、承認とします。
議長	続いて、第6号議案受付番号43号、44号、45号、46号について一括で審議します。事務局から順に説明をお願いします。
事務局 石井豊委員	<第6号議案受付番号43号、44号、45号、46号を朗読> 43号ですが、飯田北いちょう小学校から北へ約200mの農振白地で肥培管理は良好でした。
宮森委員 宮川推進委員	44号の議案の詳細については宮川推進委員から説明します。 44号ですが、申請地は森中学校から北西へ約270mから約320mの生産緑地16筆3団地です。露地野菜やミカンを栽培しています。肥培管理は良好でした。
矢島会長 小宮推進委員	45号の議案の詳細については小宮推進委員から説明します。 45号ですが、西部水再生センターから北へ約200mの農用地3筆です。水稻を栽培しており、肥培管理は良好でした。
田中委員 大山推進委員	46号の議案の詳細については大山推進委員から説明します。 46号ですが、秋葉中学校から東に約20mの生産緑地3筆1団地です。露地野菜、果樹、タケノコを栽培しており、肥培管理は良好でした。
議長	御意見なれば、採決を行います。 第6号議案受付番号43号、44号、45号、46号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第6号議案受付番号43号、44号、45号、46号については、承認とします。事務局から順に説明をお願いします。
議長	続いて、第6号議案受付番号47号、48号、49号、50号について一括で審議します。事務局から順に説明をお願いします。
事務局 矢島会長 角田推進委員	<第6号議案受付番号47号、48号、49号、50号を朗読> 47号の議案の詳細については角田推進委員から説明します。 47号ですが、申請地は西本郷中学校から西に約20mの生産緑地3筆1団地です。現在ハウスでキュウリと露地野菜を栽培していました。肥培管理は良好でした。
石井勝則委員 清水推進委員	48号、49号の議案の詳細については清水推進委員から説明します。 48号の申請地は萩丸交差点から南西に約250mの生産緑地16筆1団地と、下和泉小学校から南東へ約150mの農振白地6筆1団地です。花きを施設栽培しており、肥培管理は良好でした。
清水推進委員	49号の申請地は萩丸交差点から南西に約250mの生産緑地2筆と、農振白地1筆。花きを施設栽培しており、肥培管理は良好でした。

根本委員	50号ですが、申請地は、野庭すずかけ小学校から南東に約120mの生産緑地1筆です。ミカン、レモン、ウメ等の果樹を栽培しており、肥培管理は良好でした。
議長	御意見なれば、採決を行います。 第6号議案受付番号47号、48号、49号、50号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第6号議案受付番号47号、48号、49号、50号については、承認とします。
議長	続いて、第6号議案受付番号51号、52号、53号、54号について一括で審議します。事務局から順に説明をお願いします。
事務局	<第6号議案受付番号51号、52号、53号、54号を朗読>
森委員	51号新橋町の議案の詳細については門倉推進委員から説明します。
門倉推進委員	51号新橋町についてですが、申請地は新橋天神の森公園から南西に約260mの調整白地7筆で肥培管理は良好でした。
石井勝委員	51号和泉町についてですが、しっかり耕うんされていました。
矢島会長	52号ですが、申請地は笠間小学校から北西に約480mの生産緑地7筆1団地です。露地野菜及びカンキツを栽培しており、肥培管理は良好でした。
森委員	53号の議案の詳細については門倉推進委員から説明します。
門倉推進委員	53号ですが、申請地は岡津小学校から南西へ約350mの生産緑地です。露地野菜畠として肥培管理は良好でした。
金子委員	54号の議案の詳細については小川推進委員から説明します。
小川推進委員	54号ですが、申請地は瀬谷貉窪公園から西に約150mの調整農地5筆と西に約450mの調整農地2筆の2団地です。植木畠となっており、肥培管理は良好でした。
議長	御意見なれば、採決を行います。 第6号議案受付番号51号、52号、53号、54号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第6号議案受付番号51号、52号、53号、54号については、承認とします。
議長	続きまして、第7号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」受付番号10号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第7号議案受付番号10号を朗読>
森委員	申請地は新橋天神の森公園から南西に約130mの調整白地10筆1団地です。露地野菜及び果樹を栽培しており、肥培管理は良好でした。
議長	御意見なれば、採決を行います。

	第7号議案受付番号10号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第7号議案受付番号10号については、承認とします。
議長	続いて、受付番号11号について審議します。事務局から受付番号11号について、説明をお願いします。
事務局 矢島会長	<第7号議案受付番号11号を朗読> 申請地は金井公園から北西へ約360mの調整白地3筆1団地です。露地野菜、カキ、カンキツなどの果樹を栽培しており、肥培管理は良好でした。 御意見なれば、採決を行います。
議長	第7号議案受付番号11号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第7号議案受付番号11号については、承認とします。
議長	続きまして、第8号議案「農地造成工事の承認について」受付番号3号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 金子委員 小川推進委員	<第8号議案受付番号3号を朗読> 議案の詳細については小川推進委員から説明します。 申請地は県立横浜ひなたやま支援学校から北へ約10mの農用地1筆の一部です。南側と北側の地盤の一部が低く、雨水が流入し水はけに問題があります。また、造成予定地の東側については、コンクリートガラ等が混入しており、農業に支障があるということで排水改善及び土壤改良のために東側の赤土と西側の黒土を入れ替えます。最大で45cm地盤高が上がりますが、30cmを超える箇所は500m <sup>2</sup> 以下のため、盛土規制法の申請は不要であることを事務局が建築局調整区域課に確認しています。造成後も引き続き枝豆を作付けする予定です。1日あたりの土の運搬量は最大で、10tダンプ20台分となります。法面には植栽シートを張り、東側には素掘り側溝を設置し、南側、北側には、土留鉄板を設置します。工期は令和7年11月1日から令和8年3月31日の予定です。ダンプ搬入出時に交通誘導員を配置するなど、通行車両、近隣農家、歩行者等の進路を妨げないよう、細心の注意を払うこととしております。年末年始の休工期間は入口付近を封鎖し、関係者以外が立ち入れないようにします。隣接地権者や県立横浜ひなたやま支援学校にはすでに説明を行い、同意を得ています。御審議よろしくお願いします。
議長 議長	御意見、御質問はありませんか。 御意見なれば、採決を行います。
	第8号議案受付番号3号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第8号議案受付番号3号については、承認とします。
議長	続いて、受付番号4号について審議します。事務局から受付番号4号について、説明をお願いします。
事務局 石井勝委員	<第8号議案受付番号4号を朗読>  申請地は県立松陽高等学校から北へ約90mの農振白地2筆の一部です。現在はカキを栽培していますが、造成後はブルーベリーの栽培に切り替えたいとのことです。カキの伐根を行うとともに、ブルーベリー栽培に適した酸性の強い土壤へ切り替えを行います。具体的には、赤土へ最大1mの土の入れ替えをします。地盤高に変更はありませんので、盛土規制法の申請は不要であることを事務局が建築局調整区域課に確認しています。1日あたりの土の運搬量は最大で32m <sup>3</sup> 、8tダンプ7台分となります。工期は令和7年11月1日から令和8年4月30日の予定です。誘導員を配置するなど、通行車両、近隣農家、歩行者等の進路を妨げないようにするということです。年末年始の休工期間は入口付近を封鎖し、関係者以外が立ち入れないようにします。隣接地権者には立会後にあらためて説明を行い、同意を得ていると事務局から聞いております。
議長	御意見なれば、採決を行います。 第8号議案受付番号4号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第8号議案受付番号4号については、承認とします。
議長	続いて、議案書の報告事項について、第1号報告から第5号報告まで一括して事務局から説明をお願いします。
事務局 議長	<報告事項第1号から第5号まで一括で報告> 報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。 御意見等がないようでしたら、その他の案件及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。
事務局	周知<「令和7年度神奈川県農業委員会活動推進大会」提出議案について> 報告<「農地利用最適化推進委員候補者を選定するための手順及び基準」について> 報告<農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集開始について> 依頼<令和7年度農振農用地一筆調査の結果及び確認依頼（農外利用）> 依頼<令和7年度農地法第32条（利用意向調査）対象候補地の現地確認について（依頼）> 研修<農業者年金研修会（加入促進動画視聴）>

議長

以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見、御質問はありますでしょうか。

御意見がないようでしたら、これをもちまして第 28 回総会を閉会いたします。

(閉会 16 時 10 分)

## 令和7年10月24日開催 第28回総会出席状況

### 【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	矢島 寛	会長	出席	議長
2	森 雅則	会長職務代理者	出席	
3	田中 豊		出席	議事録署名人
4	石井 勝		出席	
5	金子 秀喜	連合会理事	出席	
6	石井 勝則		出席	
7	奥村 玄		欠席	
8	石井 豊		出席	
9	根本 和正	連合会理事	出席	
10	宮森 和之		出席	
11	鈴木 宏	連合会理事	出席	
12	廣瀬 豊		出席	議事録署名人

### 【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	小宮 藤正		出席	
2	清水 昭男	連合会理事	出席	
3	大山 明裕		出席	
4	門倉 和美		出席	
5	田邊 実		出席	
6	角田 雅久		出席	
7	和田 新治		出席	
8	鈴木 勇次	連合会理事	出席	
9	宮川 正		出席	
10	相澤 藤雄		出席	
11	小川 正寿		出席	

会議に出席した関係者の氏名 田並所長、山本係長、稲葉事務職員、木場技術職員、栗林事務職員  
 松本事務職員、山根事務職員、吉田技術職員  
 農政推進担当：黒木係長、佐藤技術職員